

見附市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年1月31日

見附市長 稲田 亮

見附市規則第2号

見附市税条例施行規則の一部を改正する規則

見附市税条例施行規則（昭和41年見附市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号）」を「地方税法」に、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項」に改める。

第11条第1項の表中「第50号様式（その1）」を「第50号様式（その1の1、その1の2）」に改める。

第15条第1項各号を削り、同項の次に次の1項を加える。

- 2 前項並びに条例第78条第2項、第79条第2項及び第126条の2第2項の申請書が提出された場合において、これに対する承認又は不承認の決定をしたときは次に掲げる様式による通知書により通知するものとする。

文書の様式
市税減免承認（不承認）通知書 第72号様式

第50号様式（その1）を次のように改める。

第50号様式（その1の1）

0001019

第50号様式（その1の1）

見附市 証明交付申請書

呼出 番号	
----------	--

(宛先) 見附市長

年 月 日

◆窓口に来られた方

証明対象者との関係

氏 名 (署名欄)	申請内容に間違いなければ、氏名をお書きください。	生年月日	
		連絡先 電話番号	連絡のつく番号をお書きください
住 所			

※偽りその他不正の手段により交付を受けたときは三十万円以下の罰金に処せられます。

◆どなたの証明が必要ですか（証明対象者）

氏 名		生年月日	
住 所			
必要な戸籍 の表示	本籍	筆頭者	

◆申請する証明書

※住民票に個人番号・住民票コードの記載が必要な方はお申し出ください。

	種類	内容	使用目的	単価	件数	小計
1						

手数料合計

円

第50号様式（その1の1）の次に次の1表を加える。

第50号様式（その1の2）

第50号様式（その1の2）

見附市 証明交付（閲覧）申請書

呼出 番号	
----------	--

（宛先）見附市長

年 月 日

◆窓口に来られた方

証明対象者との関係

氏名 (署名欄)	申請内容に間違いなければ、氏名をお書きください。	生年月日	
		連絡先 電話番号	連絡のつく番号をお書きください
住所			

※偽りその他不正の手段により交付を受けたときは三十万円以下の罰金に処せられます。

◆どなたの証明が必要ですか(証明対象者)

氏名		生年月日	
住所			

◆申請する証明書

種類	内容	使用目的	単価	件数	小計

手数料合計

	円
--	---

対象となる資産	土地又は家屋の所在	地番又は家屋番号	所有者
土地・家屋・償却			
土地・家屋・償却			
土地・家屋・償却			
土地・家屋・償却			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の見附市税条例施行規則の規定は、令和5年1月16日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際、現にある改正前の別記様式第50号（その1）について

は、当分の間、これを使用することができるものとする。